

静岡県福祉のまちづくり条例施行規則

平成8年1月12日

規則第1号

静岡県福祉のまちづくり条例施行規則をここに制定する。

静岡県福祉のまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県福祉のまちづくり条例(平成7年静岡県条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める施設は、別表第1の左欄に掲げる施設(建築基準法(昭和25年法律第201号)第3条第1項に規定する建築物及び文化財保護法(昭和25年法律第214号)第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第6号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。)とする。

(一部改正〔平成16年規則2号・17年33号〕)

(整備基準)

第3条 条例第14条第2項の規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。

(公共的施設整備計画表)

第4条 条例第15条第2項又は第17条第1項の規定による整備基準への適合状況の把握は、様式第1号による公共的施設整備計画表により行うものとする。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第13条第1項又は第14条第1項の規定の適用を受ける公共的施設(以下「法適用施設」という。)にあつては、この限りでない。

(一部改正〔平成16年規則2号・18年69号〕)

(適合証の請求)

第5条 条例第18条第1項の規定による請求は、様式第2号による適合証交付請求書に公共的施設の種別に応じて別表第3に掲げる図書を添えて行わなければならない。ただし、第7条の特定公共的施設新築等届出書又は第8条の特定公共的施設新築等変更届出書を提出している場合は、当該届出書の副本をもって同表に掲げる図書に代えることができる。

(特定公共的施設)

第6条 条例第20条第1項の特定公共的施設は、別表第1の左欄に掲げる施設で、その新築等

に係る規模等が同表の右欄に該当するもの(法適用施設を除く。)とする。

(一部改正〔平成16年規則2号・18年69号〕)

(新築等の届出)

第7条 条例第20条第1項の規定による届出は、当該特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに、様式第3号による特定公共的施設新築等届出書に特定公共的施設の種別に応じて別表第3に掲げる図書を添えて行わなければならない。ただし、当該特定公共的施設の種別が建築物である場合において、特定公共的施設新築等届出書を建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書(以下「建築確認申請書」という。)と同時に提出し、かつ、条例第15条第1項本文に規定する措置の内容が当該建築確認申請書の添付図書に明示されているときは、同表に掲げる図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図を省略することができる。

(一部改正〔平成16年規則2号〕)

(変更の届出)

第8条 条例第20条第2項の規定による届出は、様式第4号による特定公共的施設新築等変更届出書に特定公共的施設の種別に応じて別表第3に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えて行わなければならない。

(届出の必要のない変更)

第9条 条例第20条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 整備基準に適合している部分を障害者、高齢者等がより安全かつ円滑に利用できるようにするための変更を行う場合
- (2) 工事着手予定年月日又は工事完了予定年月日について3月以内の変更を行う場合

(身分証明書)

第10条 条例第22条第2項の身分を示す証明書は、様式第5号によるものとする。

(公表する事項等)

第11条 条例第24条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第23条の規定による勧告を受けた者が個人である場合にあってはその者の住所、法人である場合にあってはその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
- (2) 条例第23条の規定による勧告の対象となった特定公共的施設の名称、所在地その他の知事が必要と認める事項

2 条例第24条第1項の規定による公表は、県公報への登載その他知事が適当と認める方法

により行うものとする。

(国等に準ずる者)

第12条 条例第28条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地方公共団体の組合
- (2) 建築基準法第18条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人
- (3) 土地開発公社

(書類の部数)

第13条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、第7条及び第8条に規定する書類にあつては正本1部及び副本1部、その他の書類にあつては1部とする。

(全部改正〔平成12年規則61号〕)

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第40号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の精神薄弱者福祉法施行細則及び静岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成11年9月28日規則第66号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第61号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている請求書等は、改正後の静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の相当する様式により提出された請求書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成12年6月30日規則第109号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年1月5日規則第1号)

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成15年3月28日規則第22号抄)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月25日規則第2号)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行により新たに特定公共的施設に含まれることとなる建築物及び公共交通機関の施設に係る改正後の静岡県福祉のまちづくり条例施行規則第7条の届出については、同条中「当該特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに」とあるのは「静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(平成16年静岡県規則第2号)の施行の日以後速やかに」と読み替えるものとする。

附 則(平成16年12月28日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第33号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月1日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月19日規則第69号)

- 1 この規則は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)の施行の日(平成18年12月20日)から施行する。
- 2 法附則第4条第3項の規定により、法第14条第1項の規定が適用されない特別特定建築物(法第2条第17号の特別特定建築物をいう。)については、改正後の第4条の法適用施設とみなす。

附 則(平成19年9月28日規則第50号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。
(静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第3条の規定による改正後の静岡県福祉のまちづくり条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第1の1の表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に静岡県福祉のまちづくり条例(平成7年静岡県条例第47号)第15条第1項に規定する新築等(以下「新築等」という。)の工事に着手する建築物に適用し、施行日前に新築等の工事に着手した建築物については、なお従前の例による。この場合において、施行日から施行日以後40日を経過した日までの間に新築等の工事に着手する建築物についての新規則第7条の規定の適用については、同条中「当該特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに」とあるのは、「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(平成19年静岡県規則第50号)の施行の日後速やかに又は当該特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに」とする。

附 則(平成19年9月28日規則第51号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月18日規則第61号)

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附 則(平成19年12月26日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月30日規則第48号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日規則第49号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日規則第30号抄)

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第29号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第41号抄)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日規則第15号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月24日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第16号)

この規則は、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(平成29年4月1日)から施行する。ただし、別表第1の1の表(1)の項、(13)の項ア(ア)及び(17)の項の改正は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月1日規則第4号)

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和5年2月3日規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の表(7)の項及び2の表並びに別表第2の改正並びに様式第1号(その1)の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月29日規則第32号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。